

命 令 書 (写)

再審査申立人 X組合

再審査被申立人 Y 1 会社承継人
Y 2 会社

上記当事者間の中労委平成30年(不第)第14号事件(初審神奈川県労委平成27年(不)第34号事件)について、当委員会は、令和2年3月4日第285回第三部会において、部会長公益委員畠山稔、公益委員森戸英幸、同松下淳一、同鹿士真由美出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

初審命令を次のとおり変更する。

- 1 平成25年11月28日付け、平成26年1月9日付け、同年2月20日付け、同年4月11日付け、同年6月5日付け、同年7月17日付け、同年8月11日付け及び同年10月3日付けの各団体交渉申入れに係る申立てを却下する。
- 2 その余の申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、再審査被申立人Y2会社の前身のY1会社（後記第3の1(2)のとおり、数次の組織変更等により現在に至っている。以下においては、B1会社への組織変更以降、その後の名称変更を問わず「会社」という。）が、別紙記載の各団体交渉事項についての再審査申立人X組合（以下「組合」という。）からの平成25年11月28日（以下「平成」の元号を省略する。）付けから27年4月22日付けまでの各団体交渉申入れ（以下「本件各団交申入れ」という。）に応じなかったことが労働組合法（以下「労組法」という。）第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして、同年12月4日、組合が神奈川県労働委員会（以下「神奈川県労委」という。）に救済を申し立てた（以下「本件申立て」という。）事案である。

2 初審における請求する救済内容の要旨

- ① 組合が行った本件各団交申入れに応じること
- ② 陳謝文の掲示

3 初審命令及び再審査申立ての要旨

神奈川県労委は、30年3月5日付けで、本件各団交申入れにおける団体交渉事項中、「2013年10月15日付「本年10月10日付貴『会議室使用申入書』について」の件」、「2014年2月25日付『貴組合からの申入及び要求書について』の件」及び「2014年4月23日付『貴組合からの要求について』の件」に係る本件申立ては申立期間を徒過したものとして却下し、その余の団体交渉事項に係る本件申立てを棄却し、30年3月5日、当事者双方に対し、命令書（以下「初審命令」という。）を交付した。

組合は、同月12日、上記初審命令を不服として、当委員会に対し、再審査を申し立てた。

4 本件の争点

(1) 争点1

組合の申し入れた25年11月28日付けから26年10月3日付けまでの各団体交渉申入れ（以下「26年10月3日までの団交申入れ」という。）に係る団体交渉事項中、「タンクフリーベントの毎年点検を10年としたことについて」、「2013年10月15日付「本年10月10日付貴『会議室使用申入書』について」の件」、「2014年2月25日付『貴組合からの申入及び要求書について』の件」及び「2014年4月23日付『貴組合からの要求について』の件」に係る本件申立ては、労組法第27条第2項の申立期間を徒過した不適法な申立てか。

(2) 争点2-1

組合は会社との関係で労組法第7条第2号の「使用者が雇用する労働者の代表者」に当たるか。

(3) 争点2-2

会社が本件各団交申入れ（上記(1)が不適法な申立てとされた場合は、同(1)記載の各団体交渉事項を除く。）に応じなかったことは、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるか。

(4) 争点3

会社が組合からの本件各団交申入れに応じなかったことが労組法第7条第2号の不当労働行為に当たる場合、組合が29年5月25日までに組合事務室（以下「組合室」という。）及び組合掲示板を会社に返還したことをもって救済の必要性がないといえるか。

第2 当事者の主張の要旨

1 争点1について

(1) 組合の主張

組合は、24年12月13日に開催された団体交渉において、団体交渉事項である首都圏直下型地震に対する対応策及び雨水排水の抜本的改善について継続案件であることを会社と確認し、この確認に基づき、組合はその後にも会社に対し再三にわたって団体交渉を申し入れ、その他の団体交渉事項についても、本件申立ての1年以上前から繰り返し団体交渉を申し入れているにもかかわらず、会社は、団体交渉拒否を継続している。以上のことから、本件申立てより1年以上前の26年10月3日までの団交申入れは、その後の組合の団体交渉申入れと労組法第27条第2項の「継続する行為」の関係にあり、申立期間が経過したとはいえない。

(2) 会社の主張

本件申立ては27年12月4日に行われていることから、同申立てから1年以上前の26年10月3日までの団交申入れに係る部分は、労組法第27条第2項の申立期間を経過したものとして却下されなければならない。

組合は、団体交渉申入れを繰り返し行っていることをもって労組法第27条第2項の「継続する行為」に該当する旨主張するが、団体交渉を繰り返し行っているのであれば、申立期間経過後の団体交渉申入れに係る本件申立てのみを審査の対象とすれば足りる。

2 争点2-1について

(1) 組合の主張

組合員の退職後も組合と会社との間に労使関係が存在することは明らかであり、組合は労組法第7条第2号の「使用者が雇用する労働者の代表者」に当たる。

初審判断が、従業員たる労働者がいないという外形的な理由のみで会

社の団体交渉義務を免除するのは、以下のとおりの従前からの労使関係を無視するもので、失当である。

首都圏直下型地震に対する対応策及び雨水排水の抜本的改善要求は、24年12月末に組合書記長であるA1（以下「A1書記長」という。）が再雇用期間満了により退職する以前から団体交渉で協議が行われていた案件であり、同人の退職後も組合は会社と団体交渉を行っている。職場改善・安全要求は組合だけの問題ではなくB2工場に働く全ての労働者に関わる問題であり、他の労働組合は取り組もうとせず会社も積極的に対応していないことから、組合はこの問題に積極的に取り組み、団体交渉を行ってきた。

また、組合は、29年5月25日に組合室及び組合掲示板を会社に返還するまでの間、これらを維持管理するなどしてきた。

(2) 会社の主張

労組法第7条第2号の「使用者が雇用する労働者」は、現に使用者が雇用している労働者である必要があり、退職者は原則として含まれない。24年12月末日をもってA1書記長が会社を退職した以降、組合には会社に雇用されている労働者が存在しなくなっているから、組合は「使用者が雇用する労働者の代表者」に当たらない。

初審命令は、「労働組合に使用者と雇用関係のある労働者が存しなくなった後も、現に継続する便宜供与について争いがあるなど、労使間で交渉によって解決すべき団体的労使関係の運営に関する事項が存在する場合には、当該労働組合は、なお使用者が団体交渉に応ずべき労働組合に該当する」と述べた上で、組合は、A1書記長の退職後も組合室及び組合掲示板の使用を継続していることから、組合と会社には依然として労使関係があり、組合は当該団体交渉事項との関係では「使用者が雇用する労働者の代表者」に該当すると結論付けている。

しかし、労組法上、労働組合に団体交渉権が認められ、使用者に団体交渉応諾義務が課されるのは、当該事項について団体交渉を行うことにより、直接又は間接に、労働者の経済的地位の向上に資する場合に限られるというべきである。会社が雇用する労働者が存在しない組合との間で「団体的労使関係の運営に関する事項」について団体交渉を行ったとしても、労働者の経済的地位の向上には全くつながらないから、組合は、このような事項との関係で「使用者が雇用する労働者の代表者」に該当することはあり得ない。

3 争点2-2について

(1) 組合の主張

組合が会社に申し入れた団体交渉事項は、職場改善や安全要求に関するもの等、いずれも義務的団体交渉事項であり、特に、交渉事項中、首都圏直下型地震に対する対応策及び雨水排水の抜本的改善については、A1書記長が退職する以前から継続して交渉を行っていた事項である。初審命令が認定したとおり、組合と会社は、A1書記長退職後の25年3月7日及び同年5月7日に団体交渉を行っている。にもかかわらず、会社は一方的にこの団体交渉を打ち切った上で、団体交渉を拒否し続けている。

初審命令は、A1書記長の出勤停止処分については、当該処分の不当労働行為該当性に関する判断は東京高等裁判所（以下「東京高裁」という。）の判決により確定しているとし、会社会議室の使用については「使用者が雇用する労働者が存しなくなった組合が、さらに会議室等の使用を必要とする理由は認められない」とする。しかし、判決が確定したら団体交渉を行ってはならないという規定はないし、また、組合が会社会議室を組合会議で使用してきたことは、会社との長年の労使関係の下で行われてきたものである。にもかかわらず、A1書記長

の退職を機に、組合とは団体交渉を行わないと決定し、その決定を組合に力づくで押し付ける会社の交渉態度は、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

(2) 会社の主張

会社は、25年1月1日以後、会社の従業員が所属しない組合が団体交渉の労働者側当事者たり得るのか疑問であったため、組合に対し、会社に団体交渉申入れをする具体的理由や団体交渉議題の趣旨・目的等を説明するよう再三求めたが、組合はこれらの説明を行わなかった。このような経緯からみて、組合からの本件各団交申入れへの会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否には当たらない。

初審命令は、組合室及び組合掲示板の使用について、「組合が現に使用している組合室及び組合掲示板の使用の前提となるB2工場への入構制限に関するものであることから、当該団体的労使関係の運営に関するものとして、義務的団体交渉事項に該当する」とする。しかし、会社は、組合及びその上部団体であるA2組合の組合員には会社の現役従業員がいないとの認識を踏まえ、会社施設管理及び機密保持等の観点から、B2工場への入構及び構内施設の利用に関して外来者と同様の一定のルール遵守を求めたものである。このようなルールの設定により、組合室及び組合掲示板の使用自体が制限されるものではないから、本団体交渉事項はそもそも「団体的労使関係の運営に関する事項」には該当しない。

また、その他の団体交渉事項についてみても、会社に雇用される者が存在しない組合が、職場改善・安全要求に関する事項について団体交渉を求める理由はなく、会議室の使用を必要とする理由も認められない。また、A1書記長に対する出勤停止処分は別件訴訟で処分が正当であると確定している。したがって、その他の団体交渉事項について

も、会社が団体交渉申入れに応ずる理由がないことは明らかである。

4 争点3について

(1) 組合の主張

初審命令は、組合が「29年5月25日までに会社に対し組合室及び組合掲示板を返還しており、交渉の前提となる事実が存しなくなったこと」から「救済命令を発するまでの必要性はない」とする。しかし、会社は返還に係る費用等についてのA2組合との団体交渉を拒否しており、いまだ労使間で合意に至っておらず、交渉の前提となる事実は存しているのであるから、このような判断を取り消して救済命令を発すべきである。

(2) 会社の主張

仮に組合室及び組合掲示板に関する会社の対応が不当労働行為に該当するとしても、初審命令が認定するとおり、組合は、29年5月25日までにB2工場の組合室及び組合掲示板を会社に対し自主的に返還しており、交渉の前提となる事実は存在せず、救済の必要はない。

組合は、返還費用に関していまだ会社との間で合意に至っていないと主張するが、返還費用の問題はB2工場への入構とは異なる問題であるから、救済の必要がないとの判断を左右するものではない。

第3 当委員会の認定した事実

1 当事者

(1) 組合

組合は、A2組合の下部組織であり、会社又は会社の前身のB3会社（同社の前身のB4会社及びB5会社を含む。以下「B3会社」という。）若しくはB6会社（同社の前身のB7会社を含む。以下「B6会社」という。）の元従業員により組織される労働組合で、肩書地に事

務所を置き、本件初審結審時現在（29年10月23日）の組合員は5名である。

なお、組合は、29年5月25日に組合室及び組合掲示板を会社に返還するまでは、会社B2工場内に事務所を置いていた（下記5(2)ウ参照）。

(2) 会社

会社は、肩書地に本社を置き、C1市にB2工場を置くほか、全国に支店、製油所等を有して、石油製品の製造・販売等を行っており、本件初審結審時現在の従業員は約9000名である。B2工場は、危険物である石油製品を取り扱っている。

B3会社は、14年6月、同社を存続会社としてB6会社外2社を吸収合併し、B1会社となった後、24年5月、グループ会社の再編によりY1会社に組織変更し、Y1会社は、29年1月1日付けでB8会社に吸収合併され、さらに、B8会社は、同年4月1日付けでB9会社に吸収合併され、Y2会社となった。

2 本件各団交申入れ以前の労使関係

(1) 24年11月9日の団体交渉

ア 組合と会社は、24年11月9日、「首都圏直下型地震に対する対応策について」（以下「議題1」という。）及び「雨水排水の抜本的改善」（以下「議題2」という。）等を交渉事項とする団体交渉（以下「24.11.9団交」という。）を開催した。出席者は、組合側が執行委員長A3（以下「A3委員長」という。）、A1書記長及びA4執行委員、会社側は、B2工場の工場長B10（以下「B10工場長」という。）外2名であった。

会社は、同団体交渉において、組合に対し、議題1について、今後B2工場構内にある建屋の耐震調査を行っていく旨、議題2につ

いて、同工場内の排水について調査を行っていく旨述べた。

イ また、会社は、同団体交渉において、組合に対し、同月9日付け「B2工場への出入り等の取り扱いについて」と題する文書（以下「24.11.9会社文書」という。）を交付し、B2工場に就労している組合の組合員の雇用契約は同月末日をもって終了し、その後同工場に就労する組合員はいなくなることから、施設管理・機密保持等の観点から、25年1月以降、組合員のB2工場への出入り等の要領について次のとおりとする旨通知した。

- ① 組合員に貸与している会社の物品（B2工場セキュリティカード等）を24年12月31日のA1書記長の退職日までに会社に返還すること
- ② 25年1月1日以降のB2工場への立入りは、原則として、組合室と組合掲示板を利用する場合等に限るものとする
- ③ 立ち入ることのできる時間帯は、B2工場の勤務時間帯（会社の営業日の午前8時30分から午後4時40分まで）とし、この時間帯以外に同区域内に立入りを希望する場合は、事前に会社に申し込むこと
- ④ B2工場内の組合掲示板への掲示や掲示物の引取りのために立入りが必要な場合は、会社に申し込むこと。立入時間、立ち入る者及び立入経路は会社が決定すること。立ち入る場合は、会社が指定する案内者の指示に従うこと。立ち入る時間は上記③の時間帯とし、原則として15分以内に完了すること
- ⑤ 会議室やコピー機の利用については、経過措置として、25年1月末日まで認めること

なお、会社は、24.11.9会社文書により、B2工場にある組合室等の明渡しについても組合と話し合いたいと考えているが、こ

の件についてA2組合が団体交渉（以下、A2組合との団体交渉を「本部団交」という。）で話し合うとの希望を表明しているので、この意向を尊重し、当面は本部団交での話合いに委ねたいと考える旨併せて通知した。

(2) 24年12月13日の団体交渉

組合と会社は、24年12月13日、議題1及び議題2等を交渉事項とする団体交渉（以下「24.12.13団交」という。）を開催した。出席者は、組合側がA3委員長、A1書記長、A4執行委員外2名、会社側は、B10工場長外2名であった。

組合は、同団体交渉において、議題1及び議題2に関する調査の進捗状況を確認したところ、会社は、議題1については調査会社からの報告を待っている旨、議題2については引き続き調査を行う旨回答した。これに対し、組合は、調査結果が出たら組合に教えてほしい旨述べた。

また、組合は、会社に対し、24.11.9会社文書について、B2工場の出入り等の取扱いについては25年1月以降も現状どおりとするよう要求したが、会社は、応じられない旨述べた。

(3) A1書記長の退職と会社の対応等

A1書記長は、20年12月末日での定年退職後、会社の再雇用制度により、引き続きB2工場に勤務していたが、24年12月末日に再雇用期間が満了したため会社を退職した。その結果、組合には会社に従業員籍を有する組合員がいなくなった。

組合は、25年1月1日以降、B2工場への出入り等について、24.11.9会社文書による取扱いを受けることとなったものの、同工場内にある組合室や組合掲示板については使用を継続した。

(4) 25年1月17日及び同年2月22日の申入れ

組合は、25年1月17日の事務折衝において、会社に対し、24.12.13団交の続きとして、改めて団体交渉を行いたい旨申し入れるとともに、25年2月22日、「団体交渉要求書」と題する文書により、議題1及び議題2を交渉事項とする団体交渉を申し入れた。

(5) 25年3月7日の団体交渉

組合と会社は、25年3月7日、団体交渉（以下「25.3.7団交」という。）を開催した。出席者は、組合側がA1書記長及びA4執行委員、会社側がB10工場長外2名であった。

組合は、同団体交渉において、会社に対し、議題1及び議題2について、24.12.13団交以降の調査の進捗状況に関する説明を求めたところ、会社は、職場環境の改善については会社の従業員に関わる問題であることから、組合と話をすることは適切ではないということが会社としての統一見解である旨述べた。これに対し、組合は、この団体交渉は24.12.13団交の継続として行われており、会社はこれまでの団体交渉の経過を無視するのかと述べたところ、会社は、発言は差し控える旨述べ、以降組合からの問いかけに沈黙し、団体交渉は終了した。

(6) 25年4月8日付け組合文書

組合は、25年4月8日、会社に対し、「抗議並びに要求書」と題する文書（以下「25.4.8組合文書」という。）により、24.11.9団交及び24.12.13団交において、議題1については、組合が耐震性の調査結果を明らかにすることを要求したところ会社は了解し、議題2についても、対策を検討する段階で組合に相談してもらいたいと申し入れたところ会社は了解していたとの経過から、議題1及び議題2は継続案件であったにもかかわらず、会社が、25.3.7団交において、雇用関係のある従業員のいない組合と話すことは不相当とし

て協議を拒否したことは団体交渉拒否に当たるとして抗議するとともに、改めて議題1及び議題2について協議することを要求した。

(7) 25年5月7日の団体交渉

組合と会社は、25年5月7日、団体交渉（以下「25.5.7団交」という。）を開催した。出席者は、組合側がA1書記長及びA4執行委員、会社側がB10工場長外2名であった。

組合は、同団体交渉において、会社に対し、議題1についての調査の進捗状況に関する説明を求めた。会社は、同年5月7日付け「貴本年4月8日付『抗議並びに要求書』について」と題する文書（以下「25.5.7会社文書」という。）を組合に手交し、①会社が議題1及び議題2について組合に調査結果を明らかにしたり事前相談したりすることについて了解した事実はないこと、②25.3.7団交では、従業員である組合員がいなくなった組合からの団体交渉申入れに対する会社の25.3.7団交時点での考え方を述べたものであり、会社の対応が不当であるとの25.4.8組合文書の記述は事実を正しく反映していないこと、③従業員である組合員がいなくなっている組合からの団体交渉申入れに応じなくとも団体交渉拒否には当たらないこと等の見解を述べるとともに、④本部団交において組合が使用しているB2工場内の組合室の返還を求めていることを申し添えた。

これに対し、組合は、25.4.8組合文書のどこが正しくないのかとして説明を求めたが、会社は、組合からの問いかけに沈黙し、団体交渉は終了した。

(8) 25年10月15日付け会社文書

会社は、25年10月15日、組合に対し、「本年10月10日付貴『会議室使用申入書』について」と題する文書（以下「25.10.15会社文書」という。）により、組合に対し、①組合から会社の会議室

使用の申入れがあったが、組合に会議室の使用を認める考えはない旨、
② 24.11.9 会社文書は会社の施設管理・機密保持の観点から作成したものであり、組合活動を妨害する意図は一切ない旨述べるとともに、
③ B2工場において組合が使用している組合室・組合掲示板等の明渡しについては、A2組合との話し合いにより解決に向けて努力したいと考えているので協力をお願いする旨述べた。

3 26年10月までの本件各団交申入れ等と会社の対応

(1) 25年11月28日の団体交渉申入れと会社の回答

ア 組合は、25年11月28日、会社に対し、「団体交渉要求書」と題する文書（以下「25.11.28 団交要求書」という。）により、議題1及び議題2に加えて、「タンクフリーベントの毎年点検を10年としたことについて」（以下「議題3」という。）及び「2012年11月9日付『B2工場への出入り等の取扱いについて』の件」（以下「議題4」という。）等を交渉事項とする団体交渉を申し入れた。

イ 会社は、25年12月12日、A2組合、組合等に対し、「貴A2組合及び各支部連合会からの団交要求書について」と題する文書（以下「25.12.12 会社文書」という。）により、25.11.28 団交要求書に対する回答として、①議題1ないし議題3はいずれも職場の安全や労務環境に関する事項であるが、既にB2工場には会社と雇用関係を有する組合の組合員が存在しておらず、これらの議題が組合員にとってどのような直接的な関係があるのか疑問である旨、②議題4については既に24.12.13 団交で説明しているとおりである旨述べるとともに、③今回組合が申し入れた議題の趣旨、目的及び各議題について議論したい事項を具体的に文書により明らかにするよう求め、併せて、④現在組合等が会社の施設内で使

用している組合室、組合掲示板等の全ての明渡しについては、A2組合との話し合いにより解決に向け努力したいと考えている旨申し添えた。

(2) 26年1月9日の団体交渉申入れと会社の回答

ア 組合は、26年1月9日、会社に対し、「団体交渉要求書」と題する文書（以下「26.1.9団交要求書」という。）により、議題1ないし議題4に加えて、「2013年10月15日付「本年10月10日付貴『会議室使用申入書』について」の件」（以下「議題5」という。）を交渉事項とする団体交渉を申し入れた。

イ 会社は、26年1月20日、A2組合、組合等に対し、「貴A2組合、A5組合、及びX組合からの団交要求について」と題する文書により、26.1.9団交要求書に対する回答として、①会社の理解及びお願いは25.12.12会社文書のとおりであるため、同文書を参照の上、組合が提出した団体交渉事項の趣旨、目的等について具体的に文書により明らかにするよう求めるとともに、②組合等が会社内で使用している組合室、組合掲示板等全ての明渡しについては、A2組合との話し合いにより解決に向け努力したい旨述べた。

(3) 26年2月20日の団体交渉申入れと会社の回答

ア 組合は、26年2月20日、会社に対し、「団体交渉要求書」（以下「26.2.20団交要求書」という。）と題する文書により、26.1.9団交要求書と同一の事項を交渉事項とする団体交渉を申し入れた。

イ 会社は、同年2月25日、A2組合、組合等に対し、「貴組合からの申入れ及び要求書について」と題する文書（以下「26.2.25会社文書」という。）により、26.2.20団交要求書に対する回答として、①組合が提出した団体交渉事項の趣旨、目的等について具

体的に文書により明らかにするよう求め、②会社と雇用関係を有する組合員がいない状況下で職場の安全や労務環境に関する交渉事項が組合員とどのような関係にあるかとの会社の疑問への回答を求めるとともに、③組合等が会社内で使用している組合室、組合掲示板等全ての明渡しについては、A2組合との話し合いにより解決に向け努力したい旨述べた。

(4) 26年3月18日付け会社文書

会社は、26年3月18日、A2組合に対し、「貴組合からの申入れについて」と題する文書（以下「26.3.18会社文書」という。）により、A2組合が会社宛てに同月14日付けで提出した団体交渉申入れに関する文書について、26.2.25会社文書に記載のとおり、団体交渉事項の趣旨、目的等について具体的に文書により明らかにするよう求めた。

(5) 26年4月11日の団体交渉申入れと会社の回答

ア 組合は、26年4月11日、会社に対し、「抗議並びに要求書」と題する文書（以下「26.4.11団交要求書」という。）により、26.2.25会社文書に対し、議題1及び議題2は従前から団体交渉で協議が行われ、会社は両団体交渉事項について対策を検討する旨回答しており、組合が進捗状況について説明を求めることは当然であり、にもかかわらず団体交渉事項の趣旨や目的についての説明を求めるといった筋違いの文書を組合に提出する会社の対応に抗議するとして、議題1ないし議題5について速やかな団体交渉の開催を求めた。

イ 会社は、同年4月23日、A2組合、組合等に対し、「貴組合からの要求について」と題する文書（以下「26.4.23会社文書」という。）により、①26.4.11団交要求書に対する会社の回答は2

6.3.18 会社文書に記載したとおりであると述べるとともに、②同要求書記載の団体交渉事項の趣旨、目的等を文書により明らかにするよう改めて求めた。

(6) 26年6月5日の団体交渉申入れと会社の回答

ア 組合は、26年6月5日、会社に対し、「抗議並びに団交要求書」と題する文書（以下「26.6.5 団交要求書」という。）により、①組合の申し入れる団体交渉事項について趣旨、目的等を説明することを要求し、団体交渉に応じない会社の対応に対し嚴重に抗議するとともに、②議題1ないし議題5に加えて、「2014年2月25日付『貴組合からの申入れ及び要求書について』の件」（以下「議題6」という。）及び「2014年4月23日付『貴組合からの要求について』の件」（以下「議題7」という。）を交渉事項とする団体交渉を申し入れた。

イ 会社は、26年6月10日、A2組合、組合等に対し、「貴組合の当方宛て出状文書について」と題する文書（以下「26.6.10 会社文書」という。）により、①24年末で従業員籍を有する組合員がいなくなったという組合の事情に鑑み、組合が提出した26.6.5 団交要求書に記載の団体交渉事項について、組合が団体交渉を求める趣旨、目的等を具体的に文書により説明を求めるとともに、②会社が組合に対し上記説明を求める趣旨は、25.5.7 会社文書及び26.4.23 会社文書等に記載のとおりである旨述べた。

(7) 26年7月17日の団体交渉申入れと会社の回答

ア 組合は、26年7月17日、会社に対し、「抗議並びに団交要求書」と題する文書（以下「26.7.17 団交要求書」という。）により、①組合の団体交渉申入れに対する会社の対応について、26.6.5 団交要求書と同旨の抗議を行うとともに、②同団交要求書と同一

の交渉事項について改めて団体交渉を申し入れた。

イ 会社は、同年7月23日、A2組合及び組合に対し、「貴組合の出状文書について」と題する文書により、①26.7.17団交要求書記載の団体交渉事項は26.6.5団交要求書と同一であり、会社の返答は26.6.10会社文書のとおりである旨、②25.5.7会社文書及び26.6.10会社文書のとおり、組合が団体交渉を求める交渉事項について具体的な根拠を示すなどして、趣旨、目的等を具体的に文書により説明するよう求める旨、③現在組合等が会社内で使用している組合室及び組合掲示板等全ての明渡しについては早急に実現できるよう、A2組合との話合いに期待している旨述べた。

(8) 26年8月11日及び同月19日の団体交渉申入れ等と会社の回答

ア 組合は、26年8月11日、会社に対し、「抗議並びに団交要求書」と題する文書（以下「26.8.11団交要求書」という。）により、①組合の団体交渉申入れに対する会社の対応について、26.6.5団交要求書と同旨の抗議を行うとともに、②議題1ないし議題7に加えて、「C2会社C3工場閉鎖による潤滑油製品の製造受委託契約締結に伴うB2工場の設備増強計画の件」（以下「議題8」という。）を交渉事項とする団体交渉を申し入れた。

イ 組合は、同年8月19日、会社に対し、「抗議並びに釈明要求書」と題する文書（以下「26.8.19釈明要求書」という。）により、会社が組合の団体交渉申入れに対し団体交渉事項の趣旨や目的等を説明するよう要求し団体交渉を拒否することは、団体交渉に応じるか否かの決定権を会社が有すると主張するものであり到底容認できないとして、会社の主張が正当であるとする論拠を明らかにするよう求めた。

ウ 会社は、26年9月8日、A2組合、組合等に対し、「貴組合から

の2014年8月の出状文書について」と題する文書（以下「26.9.8会社文書」という。）により、26.8.11団交要求書及び26.8.19釈明要求書に対する回答として、①会社は、組合が団体交渉を求める交渉事項に関し、24年12月末に従業員籍を有する組合員が全員退職となって以降もなお当該交渉事項について団体交渉を要求する趣旨や目的等が理解できないため、それらについて具体的に文書により明らかにすることを求めている旨、②会社がこうした要求をする趣旨は、協議や交渉を実りあるものとするための事前準備として行っているものである旨述べるとともに、③現在組合等が会社内で使用している組合室及び組合掲示板等全ての明渡しについては、A2組合との話合いによって早急に実現できるよう努力したい旨述べた。

(9) 26年10月2日及び同月3日の団体交渉申入れ等と会社の回答

ア 組合は、26年10月2日、会社に対し、「抗議並びに釈明要求書」と題する文書（以下「26.10.2釈明要求書」という。）により、26.9.8会社文書は、これまでの会社文書と同様に、組合の要求した団体交渉事項について趣旨や目的等を説明するよう求める旨主張するのみであることから、会社の主張が正当であるとする論拠を明らかにするよう改めて求めた。

イ 組合は、同年10月3日、会社に対し、26年10月3日付け「抗議並びに団交要求書」（以下「26.10.3団交要求書」という。）により、①組合の団体交渉申入れに対する会社の対応について、26.8.11団交要求書と同旨の抗議を行うとともに、②同団交要求書と同一の交渉事項について団体交渉を申し入れた。

ウ 会社は、同年10月16日、A2組合、組合等に対し、「貴組合からの2014年10月の出状文書について」と題する文書（以下

「26.10.16会社文書」という。)により、①26.10.2釈明要求書は、会社の組合に対する疑問に対し疑問で応じる内容となっているため、改めて従業員籍を有する組合員が全員退職となった状況下において団体交渉を要求する理由や団体交渉事項の趣旨、目的等について説明を求めるとともに、②26.10.3団交要求書について、会社の返答は26.9.8会社文書のとおりである旨述べ、③現在組合等が会社内で使用している組合室及び組合掲示板等全ての明渡しについては、A2組合との話し合いによって早急に実現できるよう努力したい旨述べた。

4 27年2月以降の本件各団交申入れと会社の対応等

(1) 27年2月26日の団体交渉申入れと会社の対応

ア 組合は、27年2月26日、会社に対し、「団体交渉要求書」及び「2015年度諸要求」と題する文書（以下、両文書を併せて「27.2.26団交要求書等」という。）により、以下の①ないし⑥を交渉事項とする団体交渉を申し入れた。

- ① 昭和59年10月22日付けA1書記長に対する出勤停止処分の撤回（以下「議題9」という。）
- ② 組合室使用及び組合掲示板貼り替えのための入構妨害の禁止、入構のためのセキュリティカードの貸与（以下「議題10」という。）
- ③ 便宜供与に係る件が本部団交で合意に至るまでの間の会議室の使用承認（以下「議題11」という。）
- ④ 首都圏直下型地震に対する対応策（議題1）
- ⑤ 雨水対策の抜本的改善（議題2）
- ⑥ C2会社の潤滑油委託製造及び貯蔵契約について（当該議題は議題8と同一であると認められる。）

なお、上記①の交渉事項について、A2組合は、B6会社による同処分等が不当労働行為であるとして大阪府地方労働委員会（現在は、大阪府労働委員会。以下「大阪府労委」という。）に救済を申し立てたが、大阪府労委は、5年8月18日付けで救済申立てを棄却（一部却下）した。A2組合はこれを不服として当委員会に再審査を申し立てたが、当委員会は、18年10月4日付けで再審査申立てを棄却した。A2組合はこれを不服として行政訴訟を提起したが、東京地方裁判所（以下「東京地裁」という。）はA2組合の請求を棄却した。A2組合は控訴をしたが、東京高裁は、21年3月25日、控訴を棄却して、その頃判決は確定した。

イ 会社は、27年3月10日、A2組合、組合等に対し、「貴組合からの出状文書について」と題する文書（以下「27.3.10会社文書」という。）により、①27.2.26団交要求書等に対する会社の考えは、24.12.13団交並びに26.9.8会社文書及び26.10.16会社文書により伝えたとおりである旨、②会社は組合等に対し、これまでも度々団体交渉申入れの趣旨等について明らかにするよう求めてきたが、組合等は対応を行っておらず、今後も説明のないまま一方的な文書が送付される場合には返答しない場合もある旨述べるとともに、③現在組合等が会社内で使用している組合室及び組合掲示板等全ての明渡しについては、A2組合との話合いによって早急に実現できるよう努力したい旨述べた。

(2) 27年4月2日の団体交渉申入れと会社の対応

ア 組合は、27年4月2日、会社に対し、「抗議並びに団交要求書」と題する文書（以下「27.4.2団交要求書」という。）により、会社が27.2.26団交要求書等による団体交渉を拒否したこと及び回答を拒否したことに抗議し、速やかに団体交渉で回答するよう求

めた。

イ 会社は、27年4月8日、A2組合及び組合に対し、「貴組合からの出状文書について」と題する文書（以下「27.4.8会社文書」という。）により、①27.4.2団交要求書に対する会社の考えは26.9.8会社文書、26.10.16会社文書及び27.3.10会社文書のとおりである旨、②会社は組合等に対し、これまでも度々団体交渉要求の趣旨等について明らかにするよう求めてきたが、組合等は対応を行っておらず、今後も趣旨に関する説明のないまま一方的な文書が送付される場合には会社が返答しない場合もある旨述べるとともに、③現在組合等が会社内で使用している組合室及び組合掲示板等全ての明渡しについては、A2組合との話し合いによって早急に実現できるよう努力したい旨述べた。

(3) 27年4月22日の団体交渉申入れと会社の対応

ア 組合は、27年4月22日、会社に対し、「抗議並びに団交要求書（再）」と題する文書（以下「27.4.22団交要求書」という。）により、27.2.26団交要求書等及び27.4.2団交要求書に対する会社の対応等は団体交渉拒否に当たることから、団体交渉に応じるよう改めて求めた。

イ 会社は、27年4月27日、A2組合、組合等に対し、「貴組合からの出状文書について」と題する文書により、①27.4.22団交要求書に対する会社の考えは27.3.10会社文書及び27.4.8会社文書のとおりである旨、②組合が要求する団体交渉事項の趣旨、目的等について明らかにするよう求める旨、③今後同様の申入れがあった場合、会社の見解は既に示したとおりであるため回答しない場合もある旨述べるとともに、④現在組合等が会社内で使用している組合室及び組合掲示板等全ての明渡しについては、A2組合との

話合いによって早急に実現できるよう努力したい旨述べた。

(4) 本件申立て

組合は、27年12月4日、神奈川県労委に対し、本件申立てを行った。

5 本件申立て後の労使事情

(1) 28年5月19日の団体交渉申入れと会社の対応

ア 組合は、28年5月19日、会社に対し、「抗議並びに団交要求書」と題する文書（以下「28.5.19団交要求書」という。）により、会社は、組合のこれまでの団体交渉申入れに対して、要求の理由や趣旨、目的を具体的に明らかにするよう組合に求めてきたが、組合は本件初審審査手続において文書を提出し、これにより会社の要請に応えたと考えられるとして、26.8.11団交要求書及び27.2.26団交要求書等と同一の交渉事項について速やかに団体交渉に応じるよう求めた。

イ 会社は、28年5月24日、A2組合及び組合に対し、「貴組合からの本年5月の出状文書について」と題する文書により、①28.5.19団交要求書において、組合は本件初審審査手続において文書を提出し、これにより会社の要請に応えたと述べているが、上記文書に会社の求める内容についての記載は見当たらなかったことから、改めて団体交渉の趣旨、目的等を文書により明らかにするよう求める旨、②今後も同様の申入れがあった場合、その都度回答することは控えることがあり得る旨述べるとともに、③現在組合等が会社内で使用している組合室及び組合掲示板等全ての明渡しについては、A2組合との話合いによって早急に実現できるよう努力したい旨述べた。

(2) 組合室及び組合掲示板の返還

ア 会社は、29年2月22日、A2組合、組合等に対し、「通知書」と題する文書により、会社が雇用している者で組合の組合員である者がいなくなった24年末から既に4年が経過していること等から、全ての事業所施設内で組合等が使用している物件の使用関係を29年3月末日で解除するので、残置されている物品を全て撤去した上で、B2工場については、以下の物件を会社に返還するよう求めた。

- 「・ 本事務所建物内 掲示板1枚
- ・ 食堂棟内1階 組合室及び掲示板2枚
 - ・ 食堂棟内2階 掲示板1枚
 - ・ ラボ棟内1階 掲示板1枚
 - ・ ラボ棟内2階 掲示板1枚
- 」

イ 会社は、29年3月2日、A2組合に対し、組合室、組合掲示板等の会社への返還に関する説明会を開催した。

ウ 組合は、29年5月25日までに、会社のB2工場内にあった組合室から所有物等を搬出するとともに組合掲示板の掲示物を撤去した。これにより組合室及び組合掲示板は、会社に返還された。

(3) 29年11月10日の団体交渉申入れ

A2組合は、29年11月10日、会社に対し、「団体交渉要求書」と題する文書により、組合室、組合掲示板等の会社への返還を議題として団体交渉を申し入れたが、団体交渉は開催されなかった。

第4 当委員会の判断

1 本件各団交申入れにおける団体交渉事項について

本件各団交申入れにおける団体交渉事項は多岐にわたるが（前記第3の3(1)ア、(2)ア、(3)ア、(5)ア、(6)ア、(7)ア、(8)ア、(9)イ、4(1)ア、(2)ア、(3)ア）、これを改めて整理すると、次のとおりとなる。また、これら団体

交渉事項を、「職場環境に関する事項」、「便宜供与に関する事項」及び「その他の事項」に区分し、本件各団交申入れとの対応関係を整理すると、別表のとおりとなる。

- ① 議題1（首都圏直下型地震に対する対応策について）
- ② 議題2（雨水対策の抜本的改善）
- ③ 議題3（タンクフリーベントの毎年点検を10年としたことについて）
- ④ 議題4（24.11.9会社文書の件）
- ⑤ 議題5（25.10.15会社文書の件）
- ⑥ 議題6（26.2.25会社文書の件）
- ⑦ 議題7（26.4.23会社文書の件）
- ⑧ 議題8（C2会社C3工場閉鎖による潤滑油製品の製造受委託契約締結に伴うB2工場の設備増強計画の件）
- ⑨ 議題9（昭和59年10月22日付けA1書記長に対する出勤停止処分の撤回）
- ⑩ 議題10（組合室使用及び組合掲示板貼り替えのための入構妨害の禁止、入構のためのセキュリティカードの貸与）
- ⑪ 議題11（便宜供与に係る件が本部団交で合意に至るまでの間の会議室の使用承認）

上記各団体交渉事項中、議題4（24.11.9会社文書の件）は、24.11.9会社文書の記載内容（前記第3の2(1)イ）からみて、組合室使用及び組合掲示板貼り替えのための組合員の入構や、入構のためのセキュリティカードの貸与に関する趣旨のものと解される。そうすると、議題4と議題10（組合室使用及び組合掲示板貼り替えのための入構妨害の禁止、入構のためのセキュリティカードの貸与）は実質的に同一のものと考えられる。

また、議題5（25.10.15会社文書の件）は、25.10.15会社文書の記載内容（同2(8)）からみて、会社に対し組合への会議室の使用を求める趣旨のものと解される。そうすると、議題5と議題11（便宜供与に係る件が本部団交で合意に至るまでの間の会議室の使用承認）は実質的に同一のものと考えられる。

2 争点1（本件申立ての申立期間に係る適法性）について

- (1) 本件申立ては27年12月4日にされている（前記第3の4(4)）から、本件申立ての対象となる行為は、労組法第27条第2項の規定により26年12月4日以降のものに限られ、同月3日以前の行為に係る本件申立ては、同項の申立期間の制限に反するものとして却下されることになる。
- (2) しかるところ、本件各団交申入れのうち、27年2月26日付け、同年4月2日付け及び同月22日付け各団体交渉申入れ（議題1、議題2、議題8、議題9、議題10及び議題11に係るもの。以下、これらを併せて「27年2月26日以降の団交申入れ」という。）は、26年12月4日以降にされているから、これらに係る本件申立ては労組法第27条第2項の申立期間内のもので、適法である。
- (3) これに対し、本件各団交申入れのうち、26年10月3日までの団交申入れ（25年11月28日付け、26年1月9日付け、同年2月20日付け、同年4月11日付け、同年6月5日付け、同年7月17日付け、同年8月11日付け及び同年10月3日付けの各団体交渉申入れ）に係る本件申立ては、26年12月3日以前の各団体交渉申入れに関するものである。

会社は、26年10月3日までの団交申入れを受けると、その都度おおむね2週間内に組合に対し、団体交渉を求める交渉事項について具体的な根拠を示すなどして、趣旨、目的等を具体的に文書により説明する

よう求める旨の文書回答をして、団体交渉に応じていない（前記第3の3(1)イ、(2)イ、(3)イ、(5)イ、(6)イ、(7)イ、(8)ウ、(9)ウ）。会社のこのような対応は、26年10月3日までの団交申入れを受ける都度、上記文書回答をして団体交渉を拒否するもので、それぞれが一個の行為として完結している。したがって、26年10月3日までの団交申入れに係る本件申立ては、会社の団体交渉拒否という各行為の日から労組法第27条第2項の申立期間を徒過しているから、不適法として却下を免れない。

もともと、初審命令は、26年10月3日までの団交申入れと27年2月26日以降の団交申入れの各団体交渉事項のうち、議題1、議題2及び議題8は同一議題であり、議題10及び議題11は議題4の交渉事項に含まれると解され、上記各議題に係る団交申入れに対する会社の対応は労組法第27条第2項の「継続する行為」に該当するから、26年10月3日までの団交申入れに係る本件申立ても同項所定の申立期間内のもので、適法であると判断している。

しかし、上記のとおり、会社が26年10月3日までの団交申入れを受ける都度文書回答をして拒否した行為は、それぞれが一個の行為として完結しており、26年10月3日までの団交申入れに対する会社の対応と、27年2月26日以降の団交申入れに対する会社の対応とは「継続する行為」に当たらない。この判断は、団体交渉申入れの議題が同一であることによっても左右されない。したがって、初審命令の上記判断は採用の限りでない。

- (4) 組合は、議題3、議題6及び議題7を含む各議題について、本件申立ての1年以上前から繰り返し団体交渉を申し入れているにもかかわらず、会社は団体交渉拒否を継続しているとし、26年10月3日までの団交申入れと、27年2月26日以降の団交申入れは同一議題に関するもので、会社が継続的に団体交渉を拒否しているから、労組法第27条第2

項の「継続する行為」に当たり、申立期間が経過したとはいえないと主張する。

しかし、上記(3)のとおり、26年10月3日までの団交申入れに対し会社がその都度文書回答をして拒否した行為は、それぞれが一個の行為として完結したものであり、同項の「継続する行為」に当たらない。また、議題3、議題6及び議題7は、27年2月26日以降の団交申入れにおいて団体交渉事項とされていない。したがって、上記各議題に係る本件申立ては、同項の申立期間を徒過するもので不適法である。組合の上記主張は採用することができない。

3 争点2-2（本件各団交申入れに会社が応じないことは労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるか）について

以下においては、27年2月26日以降の団交申入れ（議題1、議題2、議題8、議題9、議題10及び議題11に係るもの）に会社が応じなかったことに正当な理由があったといえるかを、団体交渉事項ごとに判断する。この判断に当たっては、別表のとおり、議題1、議題2及び議題8を「職場環境に関する事項」、議題10及び議題11を「便宜供与に関する事項」、議題9を「その他の事項」に区分する。また、26年10月3日までの団交申入れとこれらに対する会社の対応は、27年2月26日以降の団交申入れに会社が応じなかったことに至る経緯として関連性を有するので、併せて検討することとする。

(1) 職場環境に関する事項

ア 議題1及び議題2について

議題1（首都圏直下型地震に対する対応策について）及び議題2（雨水排水の抜本的改善）については経過が共通であるので、併せて検討する。

上記各議題の団体交渉申入れに関し、次の事実が認められる。

組合は、24.11.9 団交及び24.12.13 団交において上記各議題を団体交渉事項として取り上げているが、この時点ではA1書記長は会社に在職中であった。しかし、24年12月末日をもってA1書記長が退職し、その結果、組合には会社に従業員籍を有する組合員がいなくなった。これを受けて、会社は、25.3.7 団交において、職場環境の改善については会社の従業員に関わる問題であることから組合と話をすることは適当ではないとして実質審議に至らず、25.5.7 団交においても同様の経過をたどった。その後、組合は、別表のとおり、議題1及び議題2について、25.11.28 団交要求書以降8回にわたり会社に繰り返し団体交渉を申し入れた。会社は、その際、組合に対し、団体交渉事項の趣旨、目的等について具体的に文書により明らかにするよう再三にわたり求めたが、組合がこの要求に応ずることはなかった。そして、会社はいずれの団体交渉申入れにも応じなかった。(前記第3の2(1)ないし(3)、(5)、(7)、3(1)ないし(3)、(6)、(7)、(8)ア、ウ、(9)イ、ウ、4(1))

組合は、以上の経過を踏まえ、議題1及び議題2はA1書記長が退職する以前から継続して交渉を行っていた事項であり、B2工場で働く全労働者に関わる問題であると主張する。

しかし、議題1及び議題2は職場環境の改善に関する事項であるところ、組合が同各議題に係る本件各団交申入れをした時点では会社に従業員籍を有する組合員はいなくなっている。このように、従業員籍を有する組合員がいなくなった組合が同各議題について会社と団体交渉を行って問題を解決する必要性は認め難い。この判断は、組合が同各議題についてA1書記長が退職する以前から継続して交渉を行っていたことや、B2工場で働く全労働者に関わる問題であることによっても、左右されない。

そうすると、25年1月以降組合には会社に従業員籍を有する組合員がいなくなっても、同各議題が団体交渉事項たり得るかについて会社が疑問を持ったことには相応の根拠があるから、会社が上記疑問を解消するために組合に対し団体交渉事項の趣旨、目的等の質問をしたのは合理的な対応であるといえる。しかるに、組合は、会社の上記質問の趣旨に沿った具体的な対応をしていない。

これらの事情の下では、組合からの同各議題に係る27年2月26日以降の団交申入れに会社が応じなかったことには正当な理由があったといえる。

イ 議題8について

議題8（C2会社C3工場閉鎖による潤滑油製品の製造受委託契約締結に伴うB2工場の設備増強計画の件）の団体交渉申入れに関して、次の事実が認められる。

組合は、24年12月末日をもってA1書記長が退職したことにより会社に従業員籍を有する組合員がいなくなった後、別表のとおり、議題8について、26.8.11団交要求書以降3回にわたり会社に繰り返し団体交渉を申し入れた。会社は、その際、組合に対し、団体交渉事項の趣旨、目的等について具体的に文書により明らかにするよう再三にわたり求めたが、組合がこの要求に応ずることはなかった。そして、会社はいずれの団体交渉申入れにも応じなかった。

（前記第3の2(3)、3(8)ア、ウ、(9)イ、ウ、4(1)）

以上のとおり、議題8は職場環境の改善に関する事項であるところ、組合が同議題に係る各団体交渉申入れをした時点では、会社に従業員籍を有する組合員はいなくなっている。このように、従業員籍を有する組合員がいなくなった組合が同議題について会社と団体交渉を行って問題を解決する必要性は認め難い。

そうすると、25年1月以降組合には会社に従業員籍を有する組合員がいなくなっても、同議題が団体交渉事項たり得るかについて会社が疑問を持ったことには相応の根拠があるから、会社が上記疑問を解消するために組合に対し団体交渉事項の趣旨、目的等の質問をしたのは合理的な対応であるといえる。しかるに、組合は、会社の上記質問の趣旨に沿った具体的な対応をしていない。

これらの事情の下では、組合からの同議題に係る27年2月26日以降の団交申入れに会社が応じなかったことには正当な理由があったといえる。

(2) 便宜供与に関する事項

ア 議題10について

前記1のとおり、議題10（組合室使用及び組合掲示板貼り替えのための入構妨害の禁止、入構のためのセキュリティカードの貸与）と議題4（24.11.9会社文書の件）は実質的に同一のものと考えられる。

上記各議題の団体交渉申入れに関し、次の事実が認められる。

会社は、24.11.9団交において組合に交付した24.11.9会社文書により、組合の組合員の雇用契約が24年12月末日をもって終了し、組合にはB2工場に就労する組合員がいなくなること指摘して、施設管理・機密保持等の観点から、組合員に貸与しているセキュリティカード等を24年12月31日までに会社に返還するとともに、25年1月1日以降に組合員が同工場に立ち入る際に事前に会社に申し込むこと等を求めた。組合は、24.12.13団交において、同工場の出入り等の取扱いについては25年1月以降も現状どおりとするよう要求したが、会社はこれに応じられない旨述べた。A1書記長は24年12月末日をもって退職し、その結

果、組合には会社に従業員籍を有する組合員がいなくなった。会社は、25年1月以降も、組合に対し、引き続き組合室使用及び組合掲示板の使用を認め、組合室使用及び組合掲示板貼り替えのための組合員の入構を認めた。その後、組合は、別表のとおり、議題4（議題10を含む。）について、25.11.28団交要求書以降8回にわたり会社に繰り返し団体交渉を申し入れた。会社は、その際、組合に対し、団体交渉事項の趣旨、目的等について具体的に文書により明らかにするよう再三にわたり求めたが、組合がこの要求に応じることにはなかった。そして、会社はいずれの団体交渉申入れにも応じなかった。（前記第3の2(1)ないし(3)、3(1)ないし(3)、(6)、(7)、(8)ア、ウ、(9)イ、ウ、4(1)）

以上のとおり、会社が組合に対し、24.11.9会社文書による取扱いを求めたのは、24年12月末日をもってA1書記長が会社を退職し、その結果、組合には会社に従業員籍を有する組合員がいなくなることを受けたものである。これに、B2工場が危険物である石油製品を取り扱っていること（同1(2)）を併せ考慮すると、会社が25年1月以降の組合員の同工場への入構に際し、外来者と同様の一定のルールの遵守を求めたのは、施設の安全管理の必要性等の観点から採られた措置として相応の合理性があったというべきである。

そして、会社は、25.10.15会社文書において、24.11.9会社文書は会社の施設管理・機密保持の観点から作成したものであり、組合活動を妨害する意図はない旨述べている（同2(8)）のであるから、会社が24.11.9会社文書の交付をしたことに組合活動を制限する意図があったとは認め難い。

実際にも、会社が組合に対し24.11.9会社文書による取扱い

を求めたことによって、組合員らが同工場内の組合室と組合掲示板を利用する際に支障が生じた形跡はなく、会社は、議題10で組合がというような「組合室使用及び組合掲示板貼り替えのための入構妨害」を行ったとは認め難い。本件各団交申入れ時点において、組合員らの組合室及び組合掲示板の利用に関し新たな問題が生じたこともうかがえない。

また、組合からの団体交渉申入れにおける議題の推移をみても、24.11.9会社文書による取扱いについては、24.12.13団交においてやり取りがされた後、本件各団交申入れまでに行われた25.3.7団交及び25.5.7団交では議題として取り上げられておらず（同3(2)、(5)、(7)）、A1書記長退職前からの継続案件であったとはいえない（組合も、議題4についてA1書記長が退職する以前から継続して交渉を行っていた事項であるとは主張していない。）。

以上の状況において、同各議題が団体交渉事項たり得るかについて会社が疑問を持ったことには相応の根拠があり、会社が上記疑問を解消するために組合に対し団体交渉事項の趣旨、目的等の質問をしたのは合理的な対応であるといえる。しかるに、組合は会社の上記質問の趣旨に沿った具体的な対応をしていない。

これらの事情の下では、組合からの同各議題に係る27年2月26日以降の団交申入れに会社が応じなかったことには正当な理由があったといえる。

イ 議題11について

前記1のとおり、議題11（便宜供与に係る件が本部団交で合意に至るまでの間の会議室の使用承認）と議題5（25.10.15会社文書の件）は実質的に同一のものと考えられる。

上記各議題の団体交渉申入れに関して、次の事実が認められる。

会社は、24年12月末日をもってA1書記長が退職したことから、25.10.15会社文書により、組合から会社の会議室使用の申入れがあったが組合に会議室の使用を認める考えはない旨通知した。その後、組合は、別表のとおり、議題5（議題11を含む。）について、26.1.9団交要求書以降7回にわたり会社に繰り返し団体交渉を申し入れた。会社は、その際、組合に対し、団体交渉事項の趣旨、目的等について具体的に文書により明らかにするよう再三にわたり求めたが、組合がこの要求に応ずることはなかった。そして、会社はいずれの団体交渉申入れにも応じなかった。（前記第3の2(3)、(8)、3(2)、(3)、(6)、(7)、(8)ア、ウ、(9)イ、ウ、4(1)）

以上のとおり、25.10.15会社文書が出された時点においては、組合には会社に従業員籍を有する組合員がいなかったこと、組合は、新たに会議室の使用を必要とする具体的理由を会社に述べていないことなどからみて、会社が組合に対し新たな便宜供与として会議室の使用を認めなかったことには相応の理由があったといふべきである。

これに、会社は、25.10.15会社文書により、24.11.9会社文書は会社の施設管理・機密保持の観点から作成したものであり、組合活動を妨害する意図はない旨述べていること（同2(8)）を併せ考慮すると、会社が組合に会議室の使用を認めないことについて、組合活動を制限する意図があったとは認め難い。

以上の状況において、同各議題が団体交渉事項たり得るかについて会社が疑問を持ったことには相応の根拠があり、会社が上記疑問を解消するために組合に対し団体交渉事項の趣旨、目的等の質問をしたのは合理的な対応であるといえる。しかるに、組合は会社の上

記質問の趣旨に沿った具体的な対応をしていない。

これらの事情の下では、組合からの同各議題に係る27年2月26日以降の団交申入れに会社が応じなかったことには正当な理由があったといえる。

(3) その他の事項（議題9について）

議題9（昭和59年10月22日付けA1書記長に対する出勤停止処分の撤回）の団体交渉申入れ等に関して、次の事実が認められる。

A2組合は、B6会社によるA1書記長に対する出勤停止処分等が不当労働行為であるとして大阪府労委に救済を申し立てたが、大阪府労委は申立てを棄却し、当委員会（A2組合の再審査申立て棄却命令）、東京地裁（A2組合の命令取消請求棄却判決）を経て、東京高裁は、21年3月25日、A2組合の控訴を棄却し、その頃同判決が確定した。組合は、24年12月末日をもってA1書記長が退職したことにより組合には会社に従業員籍を有する組合員はいなくなった後、別表のとおり、議題9について、27.2.26団交要求書等において会社に団体交渉を申し入れた。会社は、その際、組合に対し、団体交渉事項の趣旨、目的等について具体的に文書により明らかにするよう再三にわたり求めたが、組合がこの要求に応ずることはなかった。そして、会社は上記団体交渉申入れに応じなかった。（前記第3の4(1)）

以上によれば、議題9については、組合が団体交渉を申し入れた時点ではA1書記長の出勤停止処分がされてから30年以上が経過しているところ、この間、組合が会社に対し繰り返し同問題について団体交渉を申し入れていた形跡はない。そして、上記団交申入れ時点においては、同処分については不当労働行為に当たらないとの大阪府労委命令が裁判所でも維持され、その判決が確定しており、A1書記長は既に会社を退職していたことも併せ考えると、組合が会社と団体交渉を

行って問題を解決する必要性は認め難い。

以上の状況において、同議題が団体交渉事項たり得るかについて会社が疑問を持ったことには相応の根拠があり、会社が上記疑問を解消するために組合に対し団体交渉事項の趣旨、目的等の質問をしたのは合理的な対応であるといえる。しかるに、組合は会社の上記質問の趣旨に沿った具体的な対応をしていない。

これらの事情の下では、組合からの同議題に係る27年2月26日以降の団交申入れに会社が応じなかったことには正当な理由があったといえる。

(4) 不当労働行為の成否

以上のとおり、上記各議題に係る27年2月26日以降の団交申入れに会社が応じなかったことにはいずれも正当な理由があるから、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当しない。

4 小括

前記3のとおり、27年2月26日以降の団交申入れ（議題1、議題2、議題8、議題9、議題10及び議題11に係るもの）に会社が応じなかったことは労組法第7条第2号の不当労働行為に該当しない。したがって、27年2月26日以降の団交申入れに係る本件申立ては、争点2-1（組合は労組法第7条第2号の「使用者が雇用する労働者の代表者」に当たるか）及び争点3（救済の必要性）について判断するまでもなく、理由がない。

5 結論

前記2のとおり、26年10月3日までの団交申入れに係る本件申立ては、不適法として却下を免れない。また、前記3、4のとおり、27年2月26日以降の団交申入れに係る本件申立ては、理由がないから棄却すべきである。これと一部異なる初審命令は相当でないから、初審命令を主文

のとおり変更する。

よって、労組法第25条、第27条の17及び第27条の12並びに労働委員会規則第55条、第56条及び第33条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和2年3月4日

中央労働委員会

第三部会長 畠山 稔 ⑩

本件各団交申入れにおける団体交渉事項一覧

本件各団交申入れ	職場環境に関する事項	便宜供与に関する事項	その他の事項
25年11月28日付け	議題1（首都圏直下型地震） 議題2（雨水排水対策） 議題3（タンクフリーベント）	議題4（24.11.9会社文書）	
26年1月9日付け	議題1（首都圏直下型地震） 議題2（雨水排水対策） 議題3（タンクフリーベント）	議題4（24.11.9会社文書） 議題5（25.10.15会社文書）	
26年2月20日付け	議題1（首都圏直下型地震） 議題2（雨水排水対策） 議題3（タンクフリーベント）	議題4（24.11.9会社文書） 議題5（25.10.15会社文書）	
26年4月11日付け	議題1～5について会社の対応に抗議し速やかに団体交渉開催を求める旨		
26年6月5日付け	議題1（首都圏直下型地震） 議題2（雨水排水対策） 議題3（タンクフリーベント）	議題4（24.11.9会社文書） 議題5（25.10.15会社文書）	議題6（26.2.25会社文書） 議題7（26.4.23会社文書）
26年7月17日付け	議題1（首都圏直下型地震） 議題2（雨水排水対策） 議題3（タンクフリーベント）	議題4（24.11.9会社文書） 議題5（25.10.15会社文書）	議題6（26.2.25会社文書） 議題7（26.4.23会社文書）
26年8月11日付け	議題1（首都圏直下型地震） 議題2（雨水排水対策） 議題3（タンクフリーベント） 議題8（C2会社C3工場）	議題4（24.11.9会社文書） 議題5（25.10.15会社文書）	議題6（26.2.25会社文書） 議題7（26.4.23会社文書）
26年10月3日付け	議題1（首都圏直下型地震） 議題2（雨水排水対策） 議題3（タンクフリーベント） 議題8（C2会社C3工場）	議題4（24.11.9会社文書） 議題5（25.10.15会社文書）	議題6（26.2.25会社文書） 議題7（26.4.23会社文書）
27年2月26日付け	議題1（首都圏直下型地震） 議題2（雨水排水対策） 議題8（C2会社C3工場）	議題10（組合室入構妨害禁止） 議題11（会議室使用承認）	議題9（A1出勤停止処分）
27年4月2日付け	会社の団体交渉拒否、回答拒否に抗議し速やかに団体交渉で回答するよう求める旨		
27年4月22日付け	会社の対応は団体交渉拒否に当たり団体交渉に応じるよう改めて求める旨		

（注）太枠内の各団体交渉申入れはその申入れから1年以内に本件申立て（27年12月4日）がされている。

（参考）団体交渉事項一覧

議題1 首都圏直下型地震に対する対応策について

議題2 雨水排水の抜本的改善

議題3 タンクフリーベントの毎年点検を10年としたことについて

議題4 24.11.9会社文書の件（「B2工場への出入り等の取り扱いについて」）

議題5 25.10.15会社文書の件（「本年10月10日付貴『会議室使用申入書』について」）

議題6 26.2.25会社文書の件（「貴組合からの申入れ及び要求書について」）

議題7 26.4.23会社文書の件（「貴組合からの要求について」）

議題8 C2会社C3工場閉鎖による潤滑油製品の製造受託契約締結に伴うB2工場の設備増強計画の件

議題9 昭和59年10月22日付けA1書記長に対する出勤停止処分の撤回

議題10 組合室使用及び組合掲示板貼り替えのための入構妨害の禁止、入構のためのセキュリティカードの貸与

議題11 便宜供与に係る件が本部団交で合意に至るまでの間の会議室の使用承認

（議題10、議題11はB2工場への出入りや会議室に使用に関するものであり、議題4、議題5に関連する。）